

【 会 議 録(案) 】 (概要)

日時： 平成27年4月10日(金) 午後1時30分～午後2時40分

会議名	平成27年度第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
場 所	越谷市中央市民会館 4階 第15会議室
議 題	(1) 指定管理者制度導入に伴う施設の指定管理者について ・越谷市立老人福祉センターひのき荘 (2) 指定管理者候補者選定に係る採点表の変更について
出席者	【委員】 堀越会長、中澤副会長、佐藤委員、橋本委員、山越委員(5名) 【施設所管部職員】 鈴木福祉部長、竹内福祉部副部長、 笹野福祉部副参事(兼)福祉推進課長、関福祉推進課副課長、 星福祉推進課主事(5名) 【事務局】 立澤企画部長、利根川企画部副部長、 佐々木企画部副参事(兼)企画課長、早山企画課調整幹、 本田企画課主事(5名)
資料等	別添のとおり
内 容	会議録(要旨)のとおり
●決定事項等 ・越谷市立老人福祉センターひのき荘の指定管理者については随意指定とし、審査会の意見を踏まえ、申請要項及び仕様書の内容の修正を検討したうえで、申請を行う。 ・指定管理者候補者選定に係る採点表については、審査会からの意見について担当課に確認し、必要に応じて修正のうえ確定させる。	

会議録（要旨）

司会：企画部副参事(兼)企画課 佐々木課長

1 開会

- ・堀越会長あいさつ

2 議事

（１）指定管理者制度導入に伴う施設の指定管理者について

- ・越谷市立老人福祉センター ひのき荘

指定管理者候補者の選定方法について資料１に基づき事務局から説明を行った。

<質疑・応答>

（議長） 申請要項（案）２ページの６申請資格について、随意指定の場合にはどのような書き方をするのか。

（福祉部） 基本的には公募の場合の募集要項に倣って申請要項を作成するため、形式としては公募の場合と同様の書式となっている。

（A委員） 申請資格の部分は公募の場合と同様に記載されているが、随意指定の場合には必要ないのではないかと。随意指定と公募の場合の違いはどこにあるのか。

（福祉部） 今回随意指定をする社会福祉協議会については、資格要件をクリアしていることは明らかであるが、応募基準としては、公募を行った既存の老人福祉センター３館と同様の事業者であることを検証しているため、資格要件を明記した。申請要項への掲載方法については再度検討したい。

（議長） 随意指定の場合でも選定審査会を開催するのか。

（企画部） 随意指定の場合は、審査会は行わないが、市長をはじめとした庁内組織である選定委員会において、市の意思決定として承認を行う。

（議長） 昨年度、随意指定として指定管理者候補者を選定した斎場の場合には、制度上運営ができる団体が限定されていたが、今回は随意指定の理由が異なっている。随意指定とするか否かも含めて議論して良いのか。

（企画部） 今回の審議の内容としては、４館体制で同じ指定管理者に施設の管理運営を行っていただくことについて、効率性やその他のメリットを含めて随意指定について審査していただきたい。

(A委員) 老人福祉センターの管理運営について、実際には社会福祉協議会以外に該当する団体はいないのではないかと。

(福祉部) 既存3館における前回の応募の際には、施設の説明会及び現地見学会に社会福祉協議会以外にも2法人の参加があった。最終的な応募は社会福祉協議会のみであったが、他の団体でも応募される可能性はある。

(議長) 随意指定の理由として、4館による柔軟な人員配置が可能となる、とあるが、サービスの平準化をした場合に、低位な平準化を行ってはならない。これまでの実績として人事評価を基に人員配置を行うなど、具体的にどのようなキャリア形成を行っていたかを確認したい。また、ひのき荘には地域包括支援センターが入り、地域福祉を実践するとあるが、この施設のテーマは「いきがいと交流」が設定されており、「地域福祉」が含まれていない。可能であれば、「いきがいと交流と地域福祉の実現」としていただきたい。

もう一点、業務内容の根拠は1963年の老人福祉法となっているが、その当時は高齢者を支援するだけの存在であった。現在は、老人が活躍できる地域福祉実現の主体となるべきであり、そのような事業展開について仕様書に記載した方が良いのではないかと。

(福祉部) 老人福祉センターの管理運営団体に求める内容は、今まで館の管理だけであったものから、高齢者を支える仕組みづくりに変化しているといった点について評価をしている。

人事については、高齢者に対して相談体制を整えるため、社会福祉協議会において、社会福祉主事や介護ヘルパーなどの有資格者を配置している。ひのき荘においても有資格者を配置し、相談や健康管理等を充実させていきたいと考えている。

仕様書については、施設の管理運営の内容に重点をおいて作成しているため、高齢者の生きがいや事業の詳細部分の記載について検討したい。

(A委員) 仕様書の3ページ目、資格の部分について、9の(4)②に「社会福祉士、看護師、介護福祉等の資格等を有する人材を必要数各施設に常駐させること」とあるが、これまでの施設の実績や配置の必要数などについてお伺いしたい。

(福祉部) 資格については、けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘それぞれに、社会福祉主事が2名、介護ヘルパー保有者が1名、看護師が2名いる。看護師に

については施設利用者の健康相談対応として、また社会福祉士や介護ヘルパーについては、介護予防の観点から配置している。

(B 委員) 形式としては、受託した社会福祉協議会が専門職の方を雇用するということになるのか。

(福祉部) そのとおりである。

(議長) 地域包括支援センターがあることで、地域包括ケアや地域福祉が推進されるわけではない。地域包括支援センターで行われている業務と連携を図り、地域包括ケアや地域福祉を推進するための協議の場がないと進まないのではないか。この老人福祉センターを拠点として地域をつくる、モデルのような位置づけをすることが重要ではないか。その辺りの点を仕様書の中に含めていただいたほうが良いのではないか。

地域支援事業の使用用途の幅が広がったため、その費用を用いて新たな人材を雇用すれば、既存3館とは違う有機的な拠点となるのではないか。

(福祉部) 当初、地域包括支援センターについては、各施設や事業所に設置依頼を行った経緯があり、敷居が高くて入りづらいとか、囲い込みではないのかといった意見があった。今後は、越谷市の生活圏域にそれぞれ設置されている地区センター・公民館に地域包括支援センターを設置していきたいと考えている。ひのき荘のある川柳地区の地区センターは、規模的に地域包括支援センターの設置が難しいため、今回先導的に老人福祉センター内に地域包括支援センターを設置することとなった。このような立地条件であるため、市としても、地域包括支援センターが請け負う事業と、老人福祉センターで行う事業を有機的に連携することは非常に有効であると考えている。地域包括支援センターにも活動していただき、双方の事業を連携させていきたい。仕様書の内容については、長期的な計画の中で、東西南北4箇所の老人福祉センターを設置することが決定していたため、4館をまとめた総合的な内容となっているが、実際の運営については協定の中で盛り込み、施設毎に特徴を出していきたいと考えている。

(議長) 生活支援コーディネーターは何名くらい雇用する予定か。

(福祉部) 具体的な人数はまだ決まっていない。その辺りも含め、現在ワーキンググループを設置し、協議を行っているところである。

(B 委員) 地域福祉の充実のために機能するような活動は非常に重要である。そのような点を評価基準として設定し、指定期間終了後に必ず評価していただき

たい。地域福祉は行政と指定管理者双方が協力する必要があるため、指定管理者には地域の実情等について理解していただき、質の向上といった役割を果たす視点を持たなければならない。

(C委員) 仕様書の3ページ(4)業務従事者の選任④研修等の実施の中に、「職員に対して施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に関する研修を実施する」とあるが、具体的なメニューは設定されているのか。また「職員は可能な限りAEDの講習を受講する」とあるが、全員ではないのか。

(福祉部) 職員の研修については、社会福祉協議会の中で実施している。具体的な内容としては、利用者への接遇や緊急時の連絡方法、また利用者の満足度に対する職員への意識付けなど、利用者にとって質の高いサービスを提供するために必要な研修等を実施している。AEDの講習は全員が行っている。

【決定事項】

- ・越谷市立老人福祉センターひのき荘の指定管理者については随意指定とし、審査会の意見を踏まえ、申請要項及び仕様書の内容の修正を検討したうえで、申請を行う。

3 報告

- ・指定管理者候補者選定に係る採点表の変更について

指定管理者候補者選定に係る採点表の変更内容について、資料2に基づき事務局より説明を行った。

<質疑・応答>

(議長) 基準案の2(2)における審査の視点に「利用者の意見等を管理運営に取り入れる方策は適正か」とあるが、市民ニーズと利用者の意見は異なっており、利用者ではない市民にも意見を伺うことが必要であるため、「利用者に意見等」の部分を「市民ニーズ・意見等」に変更していただきたい。男女共同参画支援センターにおける3(3)「施設機能を向上させる方策」については、施設機能の中に、利用者に対する業務水準も含まれると考えられるため、施設の独自項目ではなく、全施設共通の項目とした方が良い。2(4)「市民・事業者との連携」は関係者との連携だけ取り上げてしまうと、施設の設置目的に沿った計画で効果的なものであるかどうかを確認

できないため、基準案の文言に戻した方が良いのではないかと。

北部市民会館・交流館における4（5）「過去の事業における実績」については、過去の実績だけではなく、その他の実績を記入できるよう、基準案の文言を採用した方が良いのではないかと。

こぼと館における（4）「社会交流を促進するための事業計画」については、施設の設置目的の中で特に社会交流を強調したいのだと思われるが、施設の設置目的の範囲が狭まってしまうことを危惧している。（7）「障がい者福祉団体の育成計画・福祉ボランティアの育成計画」については良い項目で、他の施設でも採用していただきたい。

しらこぼとにおける（4）については、こぼと館同様に「パン・ケーキ等の生産・販売」では範囲が狭いため、より広い活動を表す文言に修正した方が良いのではないかと。また、審査の視点において、工賃向上だけではなく、品質の向上についても追加した方が良いのではないかと。

越谷駅東口駐車場における（4）「商業施設等との連携確保」についても、施設の設置目的の一つとして商業施設等との連携活動が挙げられるため、基準案の項目とした方が良いのではないかと。

評価表については全体として意欲的に見直しを行っていただいたので、今申し上げた意見についてはご議論いただき、修正していただくか、または、採点表は提示された表を採用し、審査の視点や申請書の記入方法の中で評価のプラスアルファとして強調された項目を記入する方法で対応していただきたい。

（企画部長） ご指摘いただいた内容については、基本的には基準案をベースとすることとして再度担当課に確認を取り、必要に応じて修正を行う。

【決定事項】

- ・ 指定管理者候補者選定に係る採点表については、審査会からの意見について担当課に確認し、必要に応じて修正のうえ確定させる。

4 閉会

- ・ 中澤副会長あいさつ